

小浜市で
いよいよ!



平成30年4月1日から

子どもの医療費が



「窓口無料(自己負担金を除く)」

になります!

- 0歳から中学3年生までが対象です。

母子家庭等医療費

重度障がい者(児)医療費

こちらの対象のお子さんも含まます!



- 対象の方には、3月中に新しい「子ども医療費受給者証」を送付します。
- 4月1日以降は、新しい受給者証と健康保険証を医療機関等の窓口で提示することにより、受給者証に書かれた自己負担金(※)だけで診察を受けられます。
- 受給者証を医療機関等の窓口で提示しない時は、窓口無料になりません。必ず受診時に提示をお願いします。また、他の公費負担医療を取得している場合は、その受給者証も必ず提示してください。

※ 1医療機関あたり、通院は1月500円まで、入院は1日500円まで(月4,000円まで)となります。

医療機関等での
流れ

1

「健康保険証」と
「子ども医療費受給者証」を
提示します。



2

診察を受けます。



3

受給者証に書かれた
自己負担金(※)を
窓口で支払います。

自己負担金額

受給者証



高額療養費についてのお願い

入院などで医療費が高額になるときは、ご加入の健康保険から「限度額適用認定証」を取得し、医療機関等の窓口で提示してください。



#8000 子ども救急医療電話相談

お子様が急病で心配なとき、専門の相談員からアドバイスを受けられます。救急医療を利用すべきか迷ったときは、ぜひ活用してください。

☘ 受付 ☘ ☎ 短縮ダイヤル #8000 または 0776-25-9955

月曜～土曜日 / 夜7時～翌朝9時
日曜日・休日 / 朝9時～翌朝9時

裏面も
あります

以下の場合には窓口無料（自己負担金を除く）になりません

- 1 子ども医療費受給者証を医療機関等の窓口に表示しなかったとき。
- 2 県外の医療機関等を受診したとき。
- 3 窓口無料化に対応していない県内の医療機関等を受診したとき。
- 4 予防接種や文書料など、健康保険が適用されないとき。
- 5 学校や保育所での怪我など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるとき。

など

上記の1～3の場合については、子ども未来課窓口への申請により医療費の助成を受けることができます。

窓口無料(自己負担金を除く)にならないときの申請方法

必要なもの

①領収書 (※)

②子ども医療費受給者証

③印鑑

を持って **子ども未来課窓口**
に申請してください。

※ 領収書には、「受診者氏名」、
「受診日」、「医療機関名」、
「保険点数」、「領収金額」、
「領収印」の記載が必要です。

約2か月後

申請書の精査を行い、
ご指定の口座に
お振り込みさせて
いただきます。

医療費助成を受けている**全ての方**へ

4月からご指定の口座へのお振り込みをもちまして医療費助成決定通知書（ハガキ）に代えさせていただきます。

適正受診にご協力ください

休日や夜間などの時間外の安易な受診は、医療費の増加や、緊急度の高い患者さんの治療に支障を来すことに繋がります。



みなさまが安心して必要な医療を受けられるよう、

適正な受診を心がけましょう。

ご不明な点は、子ども未来課（0770-64-6013）にお問い合わせください。